三　ルネッサながと周辺地域

期間	平成二十八年十二月十五日午前八時から平成二十八年十二月十六日午後二時まで
地域	山口県長門市
	長門市仙崎九百六十七番地先「白潟交差点」側近に位置する中国電力株式会社所有の電柱（白潟15）、同電柱（白潟15）から南方約九百五十メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（三隅37）から西南西方約八百五十メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（中山25）、同電柱（中山25）から北北西方約二百五十メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（三隅16）、同電柱（三隅16）の北方約六百五十メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（中学校10）、同電柱（中学校10）から北東方約三百メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（中学校4）、及び右記中国電力株式会社所有の電柱（白潟15）を順次に結んだ線により囲まれた区域。

四　東京国際空港周辺地域

期間	平成二十八年十二月十六日午前九時から同日午後九時まで
地域	東京都大田区
	羽田空港一丁目から三丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。

五　内閣総理大臣官邸周辺地域

期間	平成二十八年十二月十六日午前九時から同日午後九時まで
地域	東京都千代田区
	霞が関二丁目及び三丁目、永田町一丁目及び二丁目
東京都港区	赤坂一丁目（一番から六番、八番及び九番）、赤坂二丁目（一番から十番）、赤坂三丁目（一番から八番）、虎ノ門二丁目（一番及び二番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち、当該区域に含まれる道路を除く。

六　経団連会館周辺地域

期間	平成二十八年十二月十六日午前十時から同日午後九時まで
地域	東京都千代田区
	神田錦町一丁目（一番、三番、五番、七番、九番、十一番、十三番、十五番、十七番、十九番、二十一番、二十二番、二十三番、二十五番、二十七番及び二十九番）、神田錦町二丁目（一番、三番、五番、七番、九番及び十一番）、神田錦町三丁目（一番、三番、五番、七番、九番、十一番、十三番、十五番、十七番、十九番、二十一番及び二十三番）、大手町二丁目（一番から九番）、大手町二丁目（一番から三番）、丸の内一丁目（一番、三番及び四番）、内神田一丁目及び二丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。

七　講道館周辺地域

期間	平成二十八年十二月十六日午前十時から同日午後九時まで
地域	東京都文京区
	小石川一丁目（一番から十四番）、小石川二丁目、春日一丁目、後楽一丁目、本郷一丁目及び二丁目、本郷四丁目（二番から三十七番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第四百七十二号

日露首脳会談の開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

一

期間	平成二十八年十二月十五日から平成二十八年十二月十六日まで
対象外国公館等の所在地	山口県宇部市
	大字沖宇部字八王子六百二十五番
対象外国公館等の区域	山口県宇部市
	大字沖宇部字八王子六百二十五番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
	一　北緯三十三度五十六分二十一秒、東経百三十一度十七分四十一秒の点 二　北緯三十三度五十六分二秒、東経百三十一度十七分四十七秒の点 三　北緯三十三度五十五分十九秒、東経百三十一度十六分十六秒の点 四　北緯三十三度五十五分十二秒、東経百三十一度十六分十一秒の点 五　北緯三十三度五十五分十二秒、東経百三十一度十五分五十一秒の点 六　北緯三十三度五十五分二十五秒、東経百三十一度十五分三十九秒の点 七　北緯三十三度五十五分三十三秒、東経百三十一度十五分三十五秒の点 八　北緯三十三度五十六分二十三秒、東経百三十一度十六分三十秒の点 九　北緯三十三度五十六分二十四秒、東経百三十一度十六分五十一秒の点 十　北緯三十三度五十六分十四秒、東経百三十一度十分〇秒の点 十一　北緯三十三度五十六分二十二秒、東経百三十一度十七分十五秒の点

備考　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。